

# 令和6年度における福生病院企業団職員 人事行政の運営等の状況の公表について

福生病院企業団職員の人事行政の運営等の状況について、市民、町民の皆様に広く知っていただき、その公正性及び透明性を確保するため、福生病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員数や給与の支給状況、休暇等の勤務条件などについて、公表します。

令和7年12月26日

福生病院企業団  
企業長 吉田 英彰

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分		職員数(人)		令和6年と令和7年の比較増減(人)		
		令和6年	令和7年	増員数	減員数	差引
医師		47	46	12	13	△1
歯科医師		2	2	0	0	0
看護職員	助産師	9	8	1	2	△1
	看護師	248	260	30	18	12
	准看護師	5	4	0	1	△1
医療技術職員	薬剤師	16	17	1	0	1
	臨床検査技師	18	18	1	1	0
	診療放射線技師	17	15	0	2	△2
	栄養士	3	4	1	0	1
	理学療法士	10	9	1	2	△1
	作業療法士	3	4	1	0	1
	言語聴覚士	2	2	0	0	0
	臨床工学技士	5	5	0	0	0
	視能訓練士	2	2	0	0	0
	歯科衛生士	2	2	0	0	0
事務職員		34	34	4	0	0
合計		423	432	52	43	9

(2) 職員の退職の状況

退職の期間	普通退職	定年退職	勧奨退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	派遣解除
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	36人	4人	2人				2人

(3) 役職別職員数（事務職員）

(令和6年4月1日現在)

事務長	事務次長	課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主任	主事
1人		6人	4人	6人	9人	8人

(4) 昇任試験の状況

(令和7年4月1日付昇任に係る試験結果)

区分	対象者数	受験者数	合格者数
係長	12人	11人	9人
主任	122人	12人	10人
計	134人	23人	19人

2 職員の人事評価の状況

常勤の一般職に属する職員を対象に、職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を把握し、次により勤務成績の評価を行う制度です。

(1) 評価の方法

- ア 能力評価 職務遂行の過程において発揮された職員の能力を職種・職層別に定められた評価項目ごとに客観的に評価
- イ 業績評価 医師及び歯科医師を除く職員に対し、職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他の取り組みにより、職員が挙げた業務上の業績を客観的に評価

(2) 評価期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 職員結果の活用

職員の任用、給与、配置などの人事管理の基礎として活用します。また、職員の人材育成への活用に努めます。

3 職員の給与の状況

(1) 収益的収支に係る人件費の状況

(各年度決算)

区分	総費用 (消費税抜き) A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和5年度	8,766,534円	1,447,364円	4,402,333円	50.2%
令和6年度	8,584,164円	1,995,583円	4,493,481円	52.3%

## (2) 職員給与費の状況

(令和6年度決算)

区分	職員数 A	給与費				職員1人 当たり給与 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
医師・歯科医師	47.00	276,963	420,837	154,002	851,802	18,123.447
医療技術員	76.00	289,871	91,898	143,622	525,391	6,913.039
看護師・助産師	248.00	800,364	395,743	392,552	1,588,659	6,405.883
准看護師	5.00	17,685	6,122	8,381	32,188	6,437.600
事務職員	33.00	133,662	48,401	69,270	251,333	7,616.152
全職員	409.00	1,518,545	963,002	767,827	3,249,374	7,944.680

※「給料」は基本給の額、「職員手当」は、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などの合計（退職手当を含まない）です。

## (3) 職種別の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		初任給 (給料月額)	採用後2年経過 の給料月額
医師・歯科医師	医大卒（大学6卒）	284,300円	305,700円
薬剤師	大学卒（6年）程度	238,800円	247,000円
	大学卒程度	231,600円	240,700円
医療技術職員	大学卒程度	226,900円	236,700円
	短大卒（3年）程度	210,000円	226,900円
看護師・助産師	短大卒（2年）程度	204,300円	220,000円
	大学卒程度	232,500円	238,700円
	短大卒（3年）程度	225,700円	235,600円
准看護師	短大卒（2年）程度	219,700円	232,500円
	准看護師養成所卒	195,800円	207,700円
	大学卒程度	225,500円	235,700円
事務職員	短大卒程度	202,100円	217,900円
	高校卒程度	188,000円	196,900円

## (4) 職員1人当たり平均給与等及び平均年齢の状況

(令和6年度決算)

区分	平均給料月額	平均給与月額 (期末・勤勉手当含まず。)	平均給与月額 (期末・勤勉手当含む。)	平均年齢
医師・歯科医師	491,070円	1,237,234円	1,510,287円	49.87歳
医療技術員	317,841円	418,606円	428,705円	41.05歳
看護師・助産師	268,940円	401,917円	533,823円	37.51歳
准看護師	294,760円	396,783円	536,466円	53.40歳
事務職員	337,533円	459,755円	634,679円	45.94歳
全職員	309,403円	505,612円	634,670円	40.46歳

※「平均給料月額」とは、基本給の平均の額です。

※「平均給与月額」とは、給料月額に、毎月支払われる扶養手当・地域手当・住居手当・時間外勤務手当などの諸手当の額（退職手当を含まない）を加えた平均の額です。

(5) 職員手当の状況

ア 毎月支給されるもの

(ア) 決まって支給されるもの (月額)

(令和6年4月1日現在)

手当の種類	内 容
管 理 職 手 当	給料月額に対し次の割合に相当する額を支給する。 院長・副院長25%、診療科の部長・医長20%、部長級18%、課長級15%
初任給調整手当	看護師、助産師、准看護師 9,000円以内の額 学校卒業後の経過期間に応じて支給する。 16年未満9,000円 16年以上21年未満7,000円 21年以上5,000円
扶 養 手 当 (一般職員の例)	子 9,000円 ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円 子以外の扶養親族 6,000円
地 域 手 当	給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額の15%相当額を支給する。(医療給料表(一)の適用者は20%)
住 居 手 当	世帯主及びこれに準ずる者のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額15,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。 15,000円 〔 行政給料表(一)4級以上、医療給料表(一)2級以上、医療給料表(二)4級以上、医療給料表(三)4級以上の職員には適用しない。〕
通 勤 手 当	通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給  (1) 交通機関等利用者 6か月定期額(限度額55,000円)  (2) 交通用具使用者 交通用具の使用距離に応じた定額(2,000円~31,600円)  (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額(限度額55,000円)

## (イ) 勤務実績により支給されるもの

(令和6年4月1日現在)

手当の種類	内 容
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事する職員に次の手当を支給する。 危険手当、医師手当、夜間勤務者調整手当、緊急出動手当、待機手当、夜間看護手当、死体取扱手当、年末年始勤務手当、分娩手当、医療協力手当、医師派遣手当、救急車搬送患者手当、新型コロナウイルス感染症対応手当、看護師手当、特定看護分野従事手当
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給する。 ○勤務日 1時間につき勤務1時間当たりの給料等の額の125%（午後10時から翌日の午前5時までの場合は150%） ○週休日 1時間につき勤務1時間当たりの給料等の額の135%（午後10時から翌日の午前5時までの場合は160%）
休日給	1時間につき勤務1時間当たりの給料等の額の135%
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間につき勤務1時間当たりの給料等の額の25%
宿日直手当	医師：平日は、1勤務につき30,000円、土・日・祝日は、1勤務につき70,000円（勤務時間が5時間未満の場合は1勤務の半額） 医療技術職員：1勤務につき11,500円（勤務時間が5時間未満の場合は5,750円とする。）、宿直入り勤務 1勤務につき8,500円 ※年末年始加算あり。
管理職員特別勤務手当	1回10,000円（勤務が3時間に満たない場合は5,000円、勤務が6時間を超える場合は15,000円）

## イ 一定の期間に支給されるもの

## (ア) 期末、勤勉手当

(令和6年度)

福生病院企業団	東京都	国
期末手当 2.5月分	期末手当 2.5月分	期末手当 2.5月分
勤勉手当 2.35月分	勤勉手当 2.35月分	勤勉手当 2.1月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり。		

(1) 退職手当

(令和6年4月1日現在)

区分	福生病院企業団		都		国	
	普通退職	定年・勧奨	普通退職	定年・勧奨	普通退職	定年・勧奨
支給率	勤続 20 年	23. 00月	23. 00月	23. 00月	23. 00月	19. 6695月
	勤続 25 年	30. 50月	30. 50月	30. 50月	28. 0395月	33. 27075月
	勤続 35 年	43. 00月	43. 00月	43. 00月	39. 7575月	47. 709月
	最高限度	43. 00月	43. 00月	43. 00月	47. 709月	47. 709月

※東京都及び福生病院企業団職員における退職手当の調整額：勤続期間10年以上の定年退職者等の場合は、退職手当の調整額が加算されます。

(6) 特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	職員数	金額
報酬	議長	1人 年額 110,000円
	副議長	1人 年額 100,000円
	議員	7人 年額 80,000円
	監査委員（識見を有する者）	1人 日額 11,000円
	監査委員（議員のうちから選出された者）	1人 日額 8,000円

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の正規の勤務時間は、休憩時間（午後零時30分から午後1時30分まで）を除き、1週間にについて38.75時間を原則としています。ただし、職務の性質により前記により難い場合は、4週間を超えない期間につき、休憩時間を除いて、1週間当たり38.75時間とする正規の勤務時間を別に定めることができます。

(2) 年次有給休暇の状況

年次有給休暇の付与については、期間を1月1日から12月31日とし、日数を1年に20日としています。

なお、その年に使用しない日数がある場合は、20日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

取得期間	対象職員数	平均取得日数
令和6年1月1日～令和6年12月31日	455人	10.6日

(3) 育児休業の状況

地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、3歳に満たない子の養育をするための制度です。

取得期間	取得者数	
	男性職員	女性職員
令和6年度	2人	27人

#### (4) 特別休暇の種類

公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、  
妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇、  
長期勤続休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

### 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分を行った職員数

地方公務員法の規定により、職員が心身の故障等一定の事由により、その職務を充分に果たすことができない場合に、職員の意に反して降任、免職、休職の処分を行うものです。

(令和6年度)

区分	降任	免職	休職	合計
勤務成績がよくない場合				0人
心身の故障の場合			5人	5人
その他適格性の欠如				0人
職制・定数の改廃など				0人
刑事事件に関する起訴				0人
職員の休職の事由等に関する規則				0人

#### (2) 懲戒処分を行った職員数

地方公務員法の規定により、職員が法律違反などの一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に対し戒告、減給、停職、懲戒処分として免職を行うものです。

(令和6年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0人
職務上の義務に違反した場合					0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					0人

### 6 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げて専念しなければならないという服務が規定されています。

また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

令和5年度の服務違反の件数は、次のとおりです。

区分	内容	違反数
法令等及び職務命令等に従う義務	法令等に定める規定に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけ、又は職の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務専念義務	職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限	政党その他の政治的団体の結成に関する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。(課長(科長)以上の管理職)	0人
争議行為等の禁止	争議行為等をしてはならない。	0人
営利企業等の従事制限	公務の公正を確保する等の観点から、営利企業等に従事することが制限されています。	0人

## 7 職員の退職管理の状況

令和6年度末における退職者（部長以上）の再就職などの状況

区分	福生病院企業団に再就職した者	福生病院企業団以外に再就職したもの	再就職しない者
人 数	0人	4人	0人

## 8 職員の研修の状況

職員の能力の開発、向上を目的として各種研修を実施、参加しています。

(令和6年度)

区分	職種	職員数	参加延人数	備考
医療関係専門派遣研修	医師	47人	52人	
	看護師・助産師	248人	71人	
	准看護師	5人	0人	
	医療技術職員	76人	84人	
	計	376人	207人	
その他派遣研修	事務職員	33人	36人	
院内研修	全職員	一人	4,683人	感染予防、医療安全対策、保険診療、個人情報保護、虐待対策、職員採用時、ハラスメント防止等
合計		409人	4,926人	

※この他、必要に応じて院内研修を実施しました。

職員数は、令和6年3月31日（3月31日退職者を含む）現在です。

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図る目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの主な実施主体は、厚生制度が福生病院企業団職員互助会、共済制度が東京都市町村職員共済組合となっています。

なお、厚生福利制度とは別に、職員の公務上の災害、通勤時の災害により、職員が負傷等又は死亡した場合の公務災害補償の制度があります。

(1) 厚生福利制度

実施主体	内 容
福生病院企業団職員互助会	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施しています。なお、この事業の財源は、福生病院企業団から交付される負担金と職員の会費で運営しています。
東京都市町村職員共済組合	職員及びその家族の病気等に対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡等に対する年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進事業などを実施する「福祉事業」の3つの事業を実施しています。

(2) 公務災害の状況

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
公 務 灾 害	21 人	22 人
通 勤 灾 害	1 人	2 人